

東京大学物性研究所放射線障害予防規程

平成 16. 4. 1 制定

平成 18. 5. 1 改正

平成 22. 9. 16 改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「放射線障害防止法」という。）その他関係法令及び「電離放射線障害防止規則」等に基づき東京大学物性研究所（以下「本所」という。）における放射性同位元素並びに X 線発生装置等の使用その他の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、本所の放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射線施設は、放射性同位元素及び X 線発生装置等の使用を行う施設をいう。
- (2) X 線発生装置等とは、電離放射線障害防止規則で規定する X 線発生装置及び定格加速電圧が 1 0 0 k V 以上の電子顕微鏡をいう。

(遵守等の義務)

第 4 条 放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

2 所長は、放射線取扱主任者が法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

3 所長は、第6条に定める放射線管理委員会がこの規程に基づき行う答申及び意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第5条 本所の放射線障害防止に関する組織は附図1の通りとする。

2 本所の各部署の役割は、別表1の通りとする。

(放射線管理委員会)

第6条 本所に、放射線関係の管理、障害の防止等の基本方針を審議し、その適正な運営を行うため、放射線管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、本所所員のうちから、所長が任命する。

3 委員会の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱主任者等)

第7条 所長は、放射線管理及び障害の発生防止に関する業務の監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する教職員（以下「有資格者」という。）のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

2 所長は、主任者が旅行、疾病その他の事故により、その職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、有資格者の教職員のうちから、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。

3 所長は法に基づき、主任者（選任前1年以内に定期講習を受けた者をのぞく。）に選任した日から1年以内及び定期講習を受けた日から3年を超えない期間ごとに定期講習を受けさせなければならない。

(放射線取扱主任者及び代理者の職務)

第8条 主任者は、本所における放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 予防規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止法上重要な計画作成への参画
- (3) 放射線障害防止法等に基づく申請、届け出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立合い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 所長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 放射線管理委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害防止に関する必要事項

2 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により、不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

(放射線管理室)

第9条 本所に放射線管理室を置く。

2 放射線管理室は、委員会の議に基づく放射線管理業務及び放射線施設の放射線管理責任者等との連絡調整業務を行う。

3 放射線管理室長は、委員長をもってあてる。

4 放射線管理室長は、第2項に定める放射線管理業務を統括する。

(放射線管理責任者)

第10条 所長は、放射線発生装置等を取扱う施設又は研究室（以下「放射線施設」という。）

ごとに、放射線管理責任者（以下「管理責任者」という。）1名を置く。

- 2 管理責任者は、放射線業務従事者のうちから所長が任命する。
- 3 管理責任者は、放射線施設の放射線管理に関しその業務を統括する。

（放射線管理担当者）

第11条 所長は、放射線施設ごとに放射線管理担当者（以下「管理担当者」という。）1名を置く。

- 2 管理担当者は、放射線業務従事者のうちから所長が任命する。
- 3 管理担当者は、管理責任者を補佐して、放射線管理室と密接な連絡のもとに、当該放射線施設における放射線管理業務を行う。

（放射線業務従事者）

第12条 本所において放射性同位元素又は放射線発生装置の取扱い等の業務に従事する者は、放射線業務従事者として登録しなければならない。

- 2 所長は、放射線業務従事者の登録を申請する者に対し、第35条に定める教育訓練及び第36条に定める健康診断を実施し、その結果等を勘案して放射線業務従事者として認可し登録しなければならない。

第3章 放射線施設等の新增設、改廃等

（放射線施設等の新增設、改廃）

第13条 放射線施設等の新增設、改廃に際しては、当該放射線施設の管理責任者は、あらかじめその放射線遮蔽等安全設備に係る設計内容等を事前に委員会に届け出て承認を得なければならない。

- 2 前項に定める施設等の使用、改廃の実施にあたっては、放射線管理室と十分協議の上行うものとする。

（取扱指導書の作成）

第14条 管理責任者は、自己の管理する放射線施設及び装置等について必要な取扱指導書を作成し、委員会に届け出て承認を得なければならない。

2 前項の取扱指導書を作成するにあたって、あらかじめ放射線管理室と協議するものとする

第4章 管理区域

(管理区域)

第15条 本所における放射線管理区域は、次のとおりとする。

(1) 管理区域(第1種)

(2) 管理区域(第2種)

2 前項に定める「管理区域(第1種)」とは、放射線障害防止法に基づく管理区域をいい、「管理区域(第2種)」とは、X線発生装置等を設置している区域をいう。

3 本所における放射線管理区域については、委員会の議を経て、所長が定める。

4 管理責任者は、次に定めるもの以外の者を担当する管理区域に立ち入らせてはならない。

(1) 放射線業務従事者として第12条の規程に基づき登録された者

(2) 見学等で一時的立入者として管理責任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第16条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定められた出入口から出入りすること。

(2) 管理区域に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。

(3) 第32条に定めるところにより、ガラス線量計等の個人線量計を着用すること。

(4) 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。

(5) 放射線業務従事者は、主任者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。

(6) 一時立入者は、主任者及び管理責任者等が放射線障害を防止するために行う指示その

他施設の保安を確保するための指示に従うこと。

- 2 管理責任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取り扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。
- 3 管理責任者は、当該管理区域等に定められた標識等を掲示しなければならない。

第5章 維持管理及び点検

(放射線施設、設備等の維持管理及び点検)

第17条 管理責任者は、放射線障害防止のため、各放射線施設の安全設備等が常に正常に動作するよう維持管理しなければならない。

- 2 管理責任者は、相当する管理区域について別表2に定める項目を定期的に点検しなければならない。
- 3 前項の点検においては、次の項目を記録するとともに、その内容を主任者及び放射線管理室長を通じて所長に報告しなければならない。

(1) 点検の実施年月日

(2) 点検の結果及びこれに伴う措置の内容

(3) 点検を行った者の氏名

- 4 点検の結果、異常が認められたときは、管理責任者は、その状況、原因を調査し、修理、交換等の措置を講じなければならない。

第6章 受入れ及び払出し、使用

(放射性同位元素の購入、搬入)

第18条 放射性同位元素を受入れ又は払出ししようとする場合は、当該放射線施設の管理責任者は、あらかじめその旨を放射線管理室長及び主任者に届け出て、承認を得なければならない。

(密封された放射性同位元素の使用)

第19条 密封された放射性同位元素（以下「密封放射性同位元素」という。）を使用する

者は管理責任者の管理の下に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際しては、放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。
- (2) 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (3) 放射線に対する被ばく時間をできるだけ少なくすること。
- (4) 密封放射性同位元素の使用中は、その旨を明示すること。

(放射線発生装置の使用)

第20条 放射線発生装置を使用する者は、管理責任者の管理のもとに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用中は、運転中であることを明示すること。
- (2) 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (3) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。

(管理規定等の遵守)

第21条 放射線発生装置及び放射性同位元素を使用しようとする者は、関係する管理規定及び取扱指導書に従わなければならない。

第7章 保管、運搬、廃棄、記帳及び保存

(保管)

第22条 放射性同位元素の保管は、次の各号に従い行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素は、所定の容器に入れ、所定の貯蔵箱に貯蔵すること。
- (2) 貯蔵箱には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- (3) 貯蔵箱は、放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするために施錠等の措置を講ずること。
- (4) 密封放射性同位元素であって機器に装備されているものは、装備した状態で保管し、シャッター機構のあるものは、保管容器のシャッターを閉止すること。
- (5) 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害防止に必要な注意事項を掲示する

こと。

(管理区域における運搬)

第23条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(所内における運搬)

第24条 本所内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、前条に規定する措置に加えて、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、あらかじめ放射線管理室長の承認を受けて行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等による亀裂、破損等が生ずるおそれのないように措置すること。
- (2) 1センチメートル線量当量率については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、搬出物の表面から1メートル離れた位置に置いて100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置すること。
- (3) 運搬経路を限定し、見張人の配置、標識等の方法により関係者以外の者の接近等を制限すること。
- (4) 監督者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- (5) 輸送容器表面に所定の標識をつけること。
- (6) その他関係法令に基づき実施すること。

(所外における運搬)

第25条 放射性同位元素等を所外において運搬しようとするときは、あらかじめ放射線管理室長に届け出るとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃棄)

第26条 密封放射性同位元素の廃棄は、行わない。不用になったものは廃棄業者等に引き渡すこと。

(記帳及び保存)

第26条の2 管理責任者は使用、受入れ、払出し、保管、運搬に係る記録を行う帳簿を備え記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

(1) 使用

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

(2) 受入れ、払出し

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 受入れ又は払出しの年月日
- ウ 相手方の氏名又は名称

(3) 保管

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

- ア 事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法
- イ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

3 毎年三月三十一日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に第1項の帳簿を閉鎖する。

第8章 測定

(放射線測定器等の保守)

第27条 管理責任者は、安全管理に係る放射線測定器等について、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない

(場所の測定)

第28条 管理責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。

2 放射線管理室長は、管理区域境界及び本所境界の放射線の量を測定評価し、記録しなければならない。

3 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。

4 測定器を用いて測定することが困難な場合は、計算によって算出評価して行わなければならない。

5 次の項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定箇所
- (3) 測定した者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び形式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

(密封放射性同位元素取扱施設)

第29条 密封放射性同位元素取扱施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。

- (1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、管理区域境界及び本所の境界について行うこと。
- (2) 実施時期は、取扱開始前に1回及び取扱開始後にあつては1月を超えない期間ご

とに1回並びに線源を交換した場合にあってはその都度行うこと。

(X線発生装置等使用施設)

第30条 X線発生装置等使用施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。

- (1) 放射線の量の測定は、使用施設、管理区域境界及び本所の境界について行うこと。
- (2) 実施の時期は、取扱開始前に1回及び取扱開始後にあっては1年を超えない期間ごとに1回行うこと。

(随時測定)

第31条 放射線管理室長は、第29条から第30条までに定める測定以外に必要と認めた場合には、随時放射線の量等を測定することができる。

2 放射線管理室長は、前項の測定の結果及び第29条から第30条までの測定記録を検討し、必要があれば委員会に報告しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第32条 放射線管理室長は、管理区域に立ち入るものに対してガラス線量計等の個人線量計を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、一時的立入者で管理責任者が認めたものは、外部線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがない場合は、この限りでない。

- (1) 放射線業務従事者及び一時立入者が管理区域に立ち入る場合は、ガラス線量計等の個人線量計を着用しなければならない。
- (2) ガラス線量計等の個人線量計は、胸部（女子にあっては、腹部）に着用し、線量を測定すること。
- (3) 体幹部の被ばくについて不均等被ばくがある場合及び外部被ばく線量が最大となる人体部位が体幹部以外にある場合は、当該部位についてもそれぞれ測定すること。
- (4) 次の項目について測定の結果を記録すること。

イ 測定対象者の氏名

- ロ 測定をしたものの氏名
 - ハ 個人線量計又は放射線測定器の種類及び型式
 - ニ 測定方法
 - ホ 測定部位及び測定結果
- (5) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。
- (6) 第4号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
- イ 算定年月日又は集計年月日
 - ロ 対象者の氏名
 - ハ 算定した者の氏名又は集計した者の氏名
 - ニ 算定対象期間又は集計対象期間
 - ホ 実効線量
 - ヘ 等価線量及び組織名
- (7) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年度集計し、次の項目について記録すること。
- イ 集計年月日
 - ロ 対象者の氏名
 - ハ 集計した者の氏名

ニ 集計対象期間

ホ 累積実効線量

(8) 第4号から前号までの記録は、放射線管理室長が永久に保管するとともに、記録の都度対象者に対し、その写しを交付すること。

(9) 放射線管理室長は、被ばく記録報告書を受け、1ミリシーベルト／月を超える被ばくがあった場合は、当該放射線業務従事者の管理責任者に通知し、必要と認められた場合は、委員会に報告しなければならない。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第33条 所長は、東京大学アイソトープ総合センターと連携の下に、放射線業務従事者の教育訓練に関する実施要項に基づき、放射線発生装置及び放射性同位元素の取扱いに必要な教育訓練を実施しなければならない

2 教育訓練の時期は、次のとおりとする。

(1) 新規放射線業務従事者教育訓練は、放射線業務従事者として管理区域に立ち入る前

(2) 再教育は、継続して放射線業務従事者である者について、前回の教育訓練から1年を超えない期間ごと。

3 新規放射線業務従事者教育訓練のうち、部局教育訓練はこの規程の周知徹底を委員会が行い、放射線発生装置等の安全取扱については、当該放射線施設の管理責任者が行う。

4 継続して放射線業務従事者である者に対して実施する再教育は委員会が行う。

5 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者に対する教育訓練は、当該放射線施設の管理責任者が行う。

6 所長は、部局教育訓練及び再教育の結果を、東京大学アイソトープ総合センター長に報告しなければならない。

第10章 健康管理

(健康管理)

第34条 所長は東京大学保健・健康推進本部と連携の下に、放射線業務従事者の健康管理に関する実施要項に基づき放射線業務従事者に対して、所定の健康診断を実施しなければならない。

2 所長は、放射線業務従事者として登録申請した者及び放射線業務従事者に対し、健康診断の受診を指示するものとする。

3 所長は、次の各号に該当する放射線業務従事者が生じた場合は、速やかにその者に健康診断を受診させなければならない。

(1) 実効線量で5ミリシーベルト又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくした場合

4 所長は、健康診断の結果に関し、その記録の写しを本人に交付する。

5 健康管理に関する事務は、物性研究所事務部及び柏地区共通事務センター（以下「事務部」という。）が処理する。

6 事務部は、健康診断の結果を放射線管理室長に報告するとともに、異常を認めた場合は、当該放射線施設の管理責任者に報告しなければならない。

7 放射線管理室長は、前項の報告を受け、必要と認めた場合は、委員会に報告しなければならない。

(報告に基づく指示)

第35条 委員会は、第31条第2項、第32条第9項及び第34条第7項に定める報告について、必要と認めた場合は、業務状態の変更、環境の改善等について当該放射線施設の管理責任者に指示しなければならない。

第11章 事故及び危険時の措置

(火災、地震等の災害時における措置)

第36条 火災、地震等の災害に対する防災対策については、東京大学物性研究所放射線施

設防災規程に定めるところによるものとする。

- 2 火災、地震等の災害が発生した場合は、本所連絡網により関係者に連絡するとともに、状況に応じて施設、設備等の点検を実施しなければならない。点検の結果は、主任者及び委員長を経て所長に報告しなければならない。
- 3 前項の災害により、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、所長は、直ちに東京大学放射性同位元素等関係緊急連絡網により学内及び学外の関係機関にその概要を報告するとともに、延滞なく文部科学大臣等の関係機関の長に届け出なければならない。

(放射性同位元素の盗難、紛失等における措置)

第37条 放射性同位元素の盗難、紛失、汚染及び放射線による過剰被ばくなどの事故が発生したときは、当該放射線施設の管理責任者に通報し、その指導のもとに応急措置を講ずるとともに、管理責任者は、直ちに放射線管理室長に事故の内容を報告しなければならない。

- 2 放射線管理室長は、前項について必要な措置を講ずるとともに、委員会に報告しなければならない。

(事故時等の対応)

第38条 所長は、第36条及び第37条に定める事故等の発生において、過剰被ばく又は身体に汚染を生じた者については、直ちに医師の診断を受けさせなければならない。

- 2 第36条及び第37条に定める事故等の発生について、当該放射線施設の管理責任者は、事故等の発生の原因、被害状況、その後の措置等について事故報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、前項に定める報告書により事故等の原因、事故の対策等について検討し、必要と認める場合は、管理規定及び取扱指導書等の遵守並びに改善について関係者に指示するとともに、事故等についての報告書を所長に提出しなければならない。

(報告等)

第39条 所長は、次の各号に掲げる事態が発生した場合は、直ちに東京大学放射性同位元素等関係緊急連絡網により学内及び学外の関係機関に報告するとともに、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ文部科学大臣等の関係機関の長に報告しなければならない。この場合において、第1号に掲げる事態が発生したときは、警察官に届けなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生した場合
- (2) 放射性同位元素等が異常に漏洩した場合
- (3) 放射線業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超える恐れのある被ばくが発生した場合
- (4) 前各号のほか、放射線障害が発生し、又は発生の恐れのある場合

第12章 記録の保管

(記録の保管)

第40条 放射線管理室長は、次の各号について記録し、保管しなければならない。

- (1) 個人被ばく線量の測定及び評価に関すること。
- (2) 健康診断の結果に関すること。
- (3) 放射線管理区域境界及び事業所境界の放射線の量の測定に関すること。
- (4) 放射性同位元素の購入、運搬及び廃棄に関すること。
- (5) 教育訓練に関すること。
- (6) 放射線事故に関すること。
- (7) 委員会に関すること。
- (8) 放射線管理について、学内・学外の関係機関に連絡、提出した書類に関すること

2 放射線施設の管理責任者は、次の各号について記録し、保管しなければならない。

- (1) 放射線発生装置の使用に関すること。
- (2) 放射性同位元素の使用及び保管に関すること。

(3) 放射線管理区域内の放射線の量の測定に関すること。

(4) 第17条第2項に定める施設点検の記録に関すること。

3 第1項第1号及び第2項に掲げる記録については永久に、第1項第3号から第8号まで及び第2項各号に掲げる記録については5年間これを保管しなければならない。

第13章 雑則

(放射線管理状況報告)

第41条 所長は、毎年4月1日を始期とする1年間について、施設の点検の状況、放射性同位元素の保管の状況、被ばく線量分布等を放射線管理状況報告書により文部科学大臣に報告しなければならない。

(柏地区以外の放射線管理)

第42条 独立行政法人日本原子力研究開発機構（東海村）内設置の中性子回折実験装置及び高エネルギー加速器研究機構内設置の軌道放射物性研究施設分室における放射線管理については、この規程に定めるもののほか、当該各機構の規程に従わなければならない

(外来研究員の放射性管理)

第43条 本所の放射線施設を利用するため来所する外来研究員等は、所属機関において放射線業務従事者として登録されていないなければならない。

2 前項の外来研究員等に対する放射線発生装置等の安全取扱いに関する教育訓練は、当該放射線施設の管理責任者が行う。

3 前2項に規定するもののほか、第1項の外来研究員等の放射線管理に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(規程の改廃)

第44条 この規程の改廃は、委員会及び所員会の議を経て、所長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

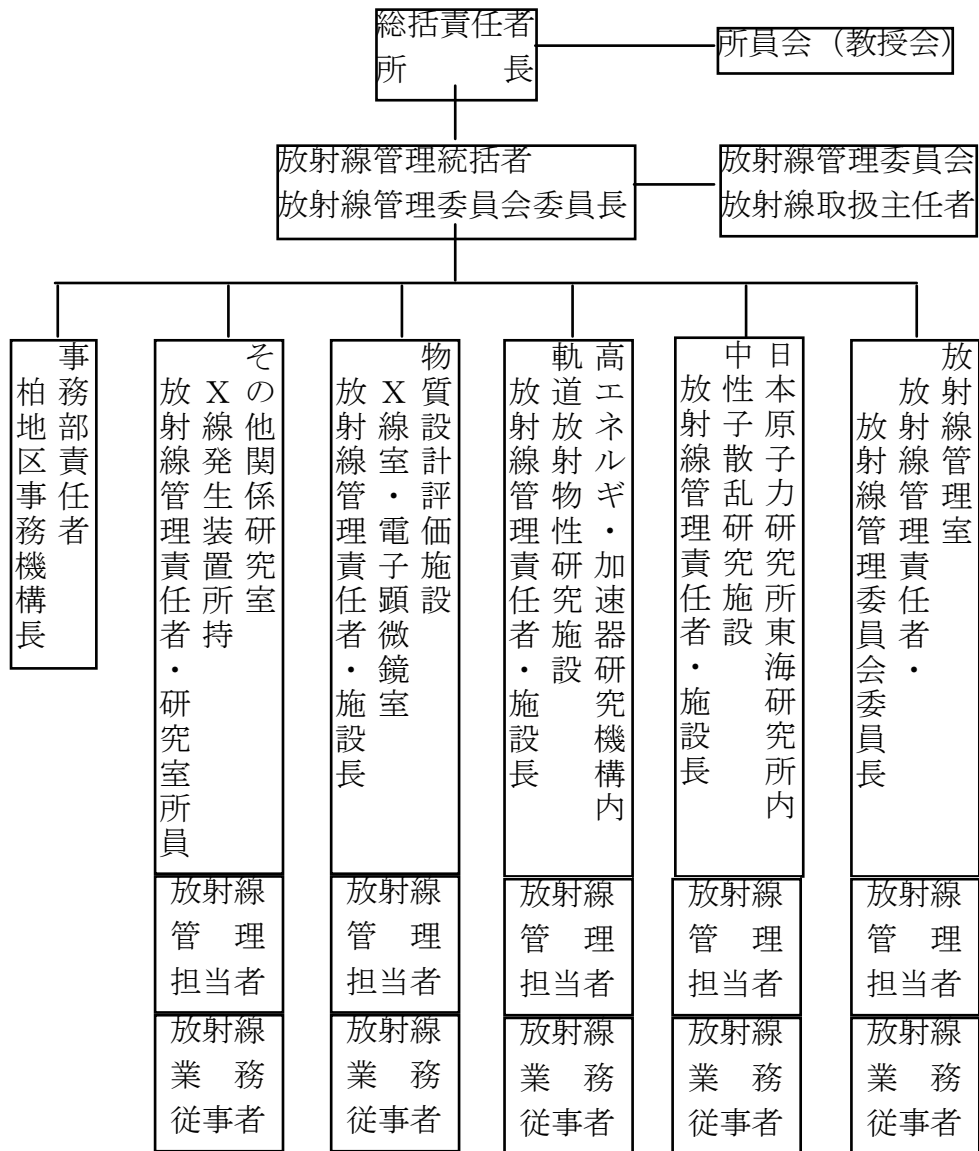
附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附図1 東京大学物性研究所放射線管理組織図（第5条関係）



別表1 放射線管理組織の各部署の役割（第5条関係）

	役割
所長	放射線管理総括責任者
放射線管理委員会委員長	所長から任命され放射線管理業務を運営する統括者
放射線取扱主任者	放射線管理業務の監督者
放射線管理室長	委員会の議に基づく日常の放射線管理業務及び放射線施設管理責任者等との連絡調整業務の統括責任を負う。
放射線管理責任者	当該放射線施設等における放射線管理業務の統括責任を負う。
放射線管理担当者	放射線管理責任者を補佐して放射線管理業務を行う。
柏地区事務機構長	事務部統括責任者

別表2（第17条関係）

点 検 項 目	実 施 時 期
(1) 建物周辺及び耐火性、不燃性に関する事項	年1回以上 又は変更の生じた時
(2) 遮蔽壁、遮蔽物等に関する事項	年1回以上 又は変更の生じた時
(3) 管理区域境界の隔壁、施錠等の施設のに関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
(4) 標識及び注意事項等に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
(5) 貯蔵施設に備える容器に関する事項	年2回以上